

最低制限価格の算定方法の見直しについて（通知）

適正履行の確保、ダンピング受注の防止をより一層図るため、工事関連業務に係る最低制限価格の算定方法を下記のとおり見直します。

記

1 最低制限価格の算定方法

	令和6年4月30日以前公告案件	令和6年5月1日以降公告案件
地質調査業務	直接調査費＋ 間接調査費×10分の9＋ 解析等調査業務費×10分の8＋ 諸経費×10分の <u>4.8</u>	直接調査費＋ 間接調査費×10分の9＋ 解析等調査業務費×10分の8＋ 諸経費×10分の <u>5</u>
測量業務	直接測量費＋ 測量調査費＋ 諸経費×10分の <u>4.8</u>	直接測量費＋ 測量調査費＋ 諸経費×10分の <u>5</u>
建設コンサルタント業務及び 造園設計業務 (工事監理業務を含む。)	直接原価(直接人件費＋直接経費) ＋その他原価×10分の9＋ 一般管理費等×10分の <u>4.8</u>	直接原価(直接人件費＋直接経費) ＋その他原価×10分の9＋ 一般管理費等×10分の <u>5</u>
補償コンサルタント業務 (用地調査及び家屋調査業務)	直接原価(直接人件費＋直接経費) ＋その他原価×10分の9＋ 一般管理費等×10分の <u>4.5</u>	直接原価(直接人件費＋直接経費) ＋その他原価×10分の9＋ 一般管理費等×10分の <u>5</u>

2 適用時期

令和6年5月1日以降に公告する案件から適用します。